



# 山形県公報

平成23年3月29日（火）  
第2231号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（循環型社会推進課）…283
- 山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……（みどり自然課）…同
- 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則……（地域医療対策課）…同
- 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則……（都市計画課）…287

### 訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……（人 事 課）…同

### 告 示

- 置賜文化ホールの利用料金……（置賜総合支庁地域振興課）…288
- 山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程……（循環型社会推進課）…292
- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……（子育て支援課）…同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……（生産技術課）…293
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……（村山総合支庁農村計画課）…同
- 同 ……（最上総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……（庄内総合支庁農村計画課）…294
- 山形県総合運動公園の利用料金……（村山総合支庁建設総務課）…同
- 道路の区域の変更……（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……（同）…295
- 道路の区域の変更……（最上総合支庁建設総務課）…同
- 同 ……（同）…同
- 同 ……（同）…296
- 同 ……（同）…同
- 同 ……（同）…同
- 県道の供用の開始……（同）…297
- 道路の区域の変更……（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 同 ……（同）…同
- 県道の供用の開始……（同）…298
- 道路の区域の変更……（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 同 ……（同）…同
- 県道の供用の開始……（同）…299
- 同 ……（同）…同
- 平成6年4月県告示第340号（建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件）の一部改正……（建設企画課）…同
- 公共測量の終了の通知……（用 地 課）…同
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……（都市計画課）…300
- 同 ……（同）…同
- 同 ……（同）…同
- 都市計画事業の変更の認可……（下 水 道 課）…301

○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) …302  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) …303  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同  
 ○浸水想定区域の指定 ..... (河川課) …304  
 ○開発行為に関する工事の完了 ..... (村山総合支庁建築課) … 同  
 ○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程 ..... (会計局) …305  
 ○昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、  
 物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部改正 ..... ( 同 ) …306

議 会 関 係

訓 令

○山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 .....312

選挙管理委員会関係

告 示

○政治団体の設立 .....313  
 ○政治団体の届出事項の異動 .....315  
 ○政治団体の解散 .....316  
 ○資金管理団体の指定 ..... 同  
 ○資金管理団体の届出事項の異動 .....317  
 ○資金管理団体でなくなった旨の届出 ..... 同

監査委員関係

訓 令

○山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 .....318

労働委員会関係

訓 令

○山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 .....320

内水面漁場管理委員会関係

指 示

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限 .....322  
 ○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量 ..... 同

企業局関係

規 程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程 .....325

- 山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県企業局自家用電気工作物保安規程を廃止する規程…………… 同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程……………326

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…327
- あっせん員候補者の公示……………（労働委員会）…330
- 一般競争入札の中止……………（新庄病院）… 同

正 誤

規 則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年7月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

第12条の2第1項中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同条第2項中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

別記様式第10号の2中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

別記様式第10号の3中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に、「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に、「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山形県環境影響評価条例施行規則（平成11年7月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表第4第3項許認可等に係る行為の欄中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「医師、歯科医師又は助産師の開設した」を「開設者が」に改める。

第4条第2項中「前条第32号」を「第3条第32号」に、「前条第3号」を「第3条第3号」に、「第14号及び」を「第14号、」に、「第26号まで」を「第26条まで及び前条」に改め、同条第4項中「前条第1号」を「第3条第1号」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（構造設備の検査の届出）

第4条 法第27条の規定による検査を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、当該検査に係る病院、診療所又は助産所の構造設備について自ら検査を行ったときは、病院（診療所、助産所）検査結果届出書（別記様式第43号）及び検査に係る構造設備の写真を使用許可申請書に添えて提出するものとする。

- (1) 病室、入所室、手術室及び診療用放射線に関する構造設備以外の構造設備を変更するとき。
- (2) 法及び規則に規定する構造設備に関する基準に抵触しない範囲で構造設備を変更するとき。
- (3) 開設者の変更に伴い新たな開設となる場合であつて、構造設備を変更しないとき。

別記様式第1号の2第4項、第5項及び第6項中「医師又は歯科医師」を「臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師」に改め、同様式の備考第2項中「(3)及び(4)」を「(5)及び(6)」に改め、同項第1号中「医師又は歯科医師」を「臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師」に、「免許証」を「臨床研修修了登録証又は免許証」に改め、同項中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号中「免許証」を「臨床研修修了登録証又は免許証」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 管理者が再教育研修者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第1号の2の備考第1項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 開設者が医師法第7条の2第1項の規定による命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令を受けた者（以下「再教育研修者」という。）であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第3号の備考第1項第1号中「医師又は歯科医師」を「臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師」に改め、同備考第2項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の2」に改める。

別記様式第3号の2の備考第2項中「別記様式第1号の2」を「別記様式第1号の3」に改める。

別記様式第4号の備考第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）及び履歴書
- (2) 管理者が医師法第7条の2第1項の規定による命令、歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令又は保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第4号の備考中第4号を第5号とし、同備考第3号中「承諾書」を「承諾書及び免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）」に改め、同号を同備考第4号とし、同備考第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 診療に従事する医師、歯科医師及び薬剤師又は業務に従事する助産師の免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第5号の備考第2項中「(3)及び(4)」を「(6)及び(7)」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 開設者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）
- (2) 開設者が医師法第7条の2第1項の規定による命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令を受けた者（以下「再教育研修者」という。）であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第5号の備考第2項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）及び履歴書
- (4) 管理者が再教育研修者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）
- (5) 診療に従事する医師、歯科医師及び薬剤師の免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第6号の備考第2項中「(4)及び(5)」を「(7)及び(8)」に改め、同項第1号中「助産師については、」を

「開設者の」に改め、同項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同項第2号中「については、」を「の免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）及び」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 管理者が再教育研修者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

(5) 業務に従事する助産師については、免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）  
別記様式第6号の備考第2項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開設者が保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による命令を受けた者（以下「再教育研修者」という。）であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第7号の備考第1項第4号中「医師又は歯科医師」を「臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師」に改め、同備考第2項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の2」に改め、同備考第3項第4号を次のように改める。

(4) 1の(8)の変更の場合

イ 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）及び履歴書

ロ 管理者が医師法第7条の2第1項の規定による命令、歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令又は保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第7号の備考第3項に次の1号を加える。

(5) 1の(9)の変更の場合 嘱託医師については嘱託医師となる旨の承諾書及び免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）、嘱託医療機関については嘱託医療機関となる旨の承諾書

別記様式第7号の3の備考第2項中「別記様式第1号の2」を「別記様式第1号の3」に改める。

別記様式第8号の備考第3項第2号中「(1)」を「(15)」に改め、「及び(12)から(15)まで」及び「医師、歯科医師、助産師又は薬剤師については免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）、管理者については履歴書、」を削り、「承諾書、」を「承諾書及び免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

(2) 1の(1)に掲げる事項の変更の場合

イ 開設者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）

ロ 開設者が医師法第7条の2第1項の規定による命令、歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令又は保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による命令を受けた者（以下「再教育研修者」という。）であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

(3) 1の(12)に掲げる事項の変更の場合

イ 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）及び履歴書

ロ 管理者が再教育研修者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

(4) 1の(13)及び(14)に掲げる事項の変更の場合 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師及び薬剤師の免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第13号の備考を次のように改める。

備考 次の書類を添付すること。

1 管理させようとする者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）及び履歴書

2 管理させようとする者が医師法第7条の2第1項の規定による命令、歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令又は保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第17号の備考第2号中「(昭和25年法律第201号)」及び「(昭和23年法律第186号)」を削り、同備考に次の1号を加える。



(3) 申請に係る構造設備を自ら検査したときは、病院（診療所、助産所）検査結果届出書（別記様式第43号）別記様式第27号の備考第11号中「免許証」を「臨床研修修了登録証又は免許証」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(12) 病院又は診療所の管理者となるべき者が医師法第7条の2第1項の規定による命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第31号の備考第3号ロ中「免許証」を「臨床研修修了登録証又は免許証」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 病院又は診療所の管理者となるべき者が医師法第7条の2第1項の規定による命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第36号（その1）の備考第2項第5号ニ中「免許証」を「臨床研修修了登録証又は免許証」に改め、同ニの次に次のように加える。

ホ 病院又は診療所の管理者となるべき者が医師法第7条の2第1項の規定による命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第36号（その2）の備考第2項第6号ニ中「免許証」を「臨床研修修了登録証又は免許証」に改め、同ニの次に次のように加える。

ホ 病院又は診療所の管理者となるべき者が医師法第7条の2第1項の規定による命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）

別記様式第42号の次に次の1様式を加える。

様式第43号

年 月 日

山形県知事 殿  
(保健所長)

開設者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

病院（診療所、助産所）検査結果届出書

下記のとおり病院（診療所、助産所）の構造設備について自ら検査を行ったから届け出ます。

記

1 名 称	
2 開 設 の 場 所	
3 検査実施者の職 及び氏名並びに検 査年月日等	次の構造設備について、年 月 日指令 第 号により開設（変更、 病床設置（変更））許可を受けた（年 月 日開設（変更）届出をした）内 容と相違なく、かつ、必要な基準を満たし、使用できる状態にあることを確認した。  年 月 日  検査実施者 職名 氏名 ㊟

## 4 検査結果

構造設備	根 拠		適否の判定	写真番号
	医療法	医療法施行規則		
			適・否	
			適・否	
			適・否	
			適・否	
			適・否	

備考 検査結果については、該当する構造設備のみ記入するとともに、写真番号欄に記入した番号を付した各構造設備の写真を添付すること。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第17号****山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則**

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和59年4月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市」を「市町村」に改める。

第16条の2中「市又は町」を「市町村」に改める。

第18条中「同条例第2条第1項の表第30項又は第31項の左欄に掲げる事務をそれぞれこれらの項の右欄に定める市」を「市町村」に改める。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

---

## 訓 令

---

**山形県訓令第2号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令**

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,190円」を「5,240円」に改め、同号ロ中「6,160円」を「6,180円」に改め、同号ハ中「5,340円」を「5,410円」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第225号

置賜文化ホール条例（平成13年7月県条例第41号）第11条第2項の規定により、置賜文化ホールの利用料金を次のとおり承認した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

##### (1) 施 設

区 分		利用料金の額					冷暖房使用に係る加算額 (1時間当たり)	
		午前9時から 正午までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後6時から 午後10時までの間	左記以外の時間			
						冷房	暖房	
ホ ー ル	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	15,750円	21,000円	21,000円	1時間当たり 7,870円			
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	23,620円	31,500円	31,500円	1時間当たり 11,800円	4,200円	4,510円	
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	31,500円	42,000円	42,000円	1時間当たり 15,740円			
	準備又は練習のために使用する場合	7,870円	10,500円	10,500円	1時間当たり 3,930円			
第 1 楽 屋	750円	1,000円	1,000円	1時間当たり 370円	430円	470円		
第 2 楽 屋	600円	800円	800円	1時間当たり 300円	430円	470円		
第 3 楽 屋	520円	700円	700円	1時間当たり 250円	400円	400円		
第 4 楽 屋	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	200円	200円		
第 5 楽 屋	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	200円	200円		
第 1 練 習 室	900円	1,200円	1,200円	1時間当たり 450円	90円	90円		
第 2 練 習 室	600円	800円	800円	1時間当たり 300円	50円	50円		
第 3 練 習 室	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	20円	20円		



第4練習室	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	20円	20円
大 会 議 室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	3,750円	5,000円	5,000円	1時間当たり 1,870円	710円 670円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	5,620円	7,500円	7,500円	1時間当たり 2,800円	
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	7,500円	10,000円	10,000円	1時間当たり 3,740円	

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあっては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

(2) 設 備

種別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞	音響反射板（照明を含む。）	一式	3,800円
	所作台（開帳場及び化粧 <small>がまち</small> 框を含む。）	一式	6,000円
	平台	1台	100円
	箱足	1台	50円
	開き足	1脚	50円
	木台	1台	50円
	松羽目	一式	1,500円
	竹羽目	一式	2,000円
	びょうぶ	1双	1,000円

台 設 備	しゃまく 紗幕	一式	800円
	めくり台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ（大）	1枚	200円
	上敷ござ（小）	1枚	100円
	地がすり	1枚	700円
	バレエシート	一式	2,000円
	人形立て	1本	100円
	長座布団	1枚	100円
	高座用座布団	1枚	100円
	鳥屋囲い	一式	1,000円
	演台	1台	1,000円
	司会者台	1台	500円
	指揮者用譜面台、指揮台	一式	500円
	演奏者用譜面台	1台	50円
	コントラバス用椅子	1脚	100円
	仮設花道	一式	4,000円
	花道用所作台	一式	1,000円
	能舞台	一式	5,000円
	ピ ア ノ	スタインウェイ（ホール用）	1台
ヤマハ（練習室用）		1台	1,500円
映 写 設	16mm映写機（ホール用）	一式	4,000円
	ビデオプロジェクター	一式	1,500円
	スライド映写機	一式	1,000円

備	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,000円
	スクリーン（ホール用）	一張	1,000円
音響設備	拡声装置（ホール用）	一式	2,500円
	拡声装置（大会議室用）	一式	1,200円
	カセットデッキ	1台	700円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	700円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,000円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,000円
	ステージスピーカー	1組	500円
	移動用スピーカー	1組	500円
	三点吊 <sup>つり</sup> マイクロホン装置	一式	500円
	ワイヤレスマイク	1本	500円
	コンデンサーマイク	1本	500円
	ダイナミックマイク	1本	500円
照	フットライト（置型）	1列	500円
	ローアホリゾンライト	1列	1,000円
	ボーダーライト	1列	1,000円
	サスペンションライト	1列	2,000円
	スポットライト	1台	300円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,200円
	フロントサイドライト（右）	一式	2,000円
	フロントサイドライト（左）	一式	2,000円
	シーリングスポットライト	一式	2,000円
	センタースポットライト	1台	2,000円

明 設 備	スタンド	1本	200円
	プロジェクタースポットライト	1台	1,000円
	照明効果マシン	1台	500円
	オブジェティブレンズ	1台	100円
	ミラーボール（吊型）	1台	1,000円
	ミラーボール（置型）	1台	1,000円
	ファイアーマシン	1台	1,000円
	オーロラマシン	1台	1,000円
	波マシン	1台	1,000円
	スモークマシン	一式	3,000円
	ストロボマシン	1台	1,000円
	星球	一式	1,000円

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

## 2 適用期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

### 山形県告示第226号

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程（平成4年7月県告示第803号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条の3第10項及び第15条の2の5第3項」を「第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 山形県告示第227号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.55パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年3月9日から適用する。
- 2 平成23年3月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

#### 山形県告示第228号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成23年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び小支流
  - (2) 東置賜郡川西町小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市長瀨地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び小支流

#### 山形県告示第229号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
地域水田農業再編緊急整備事業	志戸田地区	平成23年2月21日
ため池等整備事業	原崎山元堰地区	平成23年2月10日
中山間地域総合整備事業	葉山の里地区	平成23年1月11日
農業用水再編対策事業	大江地区	平成23年3月3日
中山間地域総合農地防災事業	月布堰地区	平成23年3月10日

#### 山形県告示第230号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	一本杉福地地区	平成23年3月9日

**山形県告示第231号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	大 井 仁	酒田市宮内字本楯119番地

**山形県告示第232号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

施 設	区 分		利 用 料 金
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 510円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,020円
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 510円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,020円

## 備考

- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

**山形県告示第233号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 尾花沢大石田線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市大字尾花沢字下新田1464番 1 から 同	1558番 6 まで	旧	10.6 <small>メートル</small> } 10.2	<small>メートル</small> 230
同	上	新	10.6 <small>メートル</small> } 10.2	同 上
同	上		6.0 <small>メートル</small> } 6.0	<small>メートル</small> 310

**山形県告示第234号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢大石田線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字尾花沢字下新田1464番 1 から  
同 1558番 6 まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月1日

**山形県告示第235号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字合海字明土503番 1 から 同	大字清水字平ノ下1452番 5 まで	旧	19.3 <small>メートル</small> } 6.2	<small>メートル</small> 1,785
最上郡大蔵村大字合海字明土503番 1 から 同	大字清水字白須賀1456番 7 まで		116.0 <small>メートル</small> } 10.2	<small>メートル</small> 1,935
同	上	新	116.0 <small>メートル</small> } 10.2	同 上

**山形県告示第236号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 平岡日当線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡金山町大字朴山字板橋野664番23から 同	631番6まで	旧	15.0メートル } 5.4	223メートル
同	上	新	17.0メートル } 12.0	同上

**山形県告示第237号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 舟形大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡大蔵村大字清水字ウト山2883番から 同	字清水2581番まで	旧	9.0メートル } 8.0	140メートル
最上郡大蔵村大字清水字ウト山2883番から 同	5256番まで	新	9.0メートル } 8.0	32メートル

**山形県告示第238号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字川ノ内字上田表1387番2から 同	1341番1まで	旧	12.0メートル } 14.0	148メートル
同	上	新	13.0メートル } 15.5	同上

**山形県告示第239号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字川ノ内字下田表911番 1 から 同 上まで	旧	13.5 <small>メートル</small> } 10.5	<small>メートル</small> 122
同 上	新	14.5 <small>メートル</small> } 11.5	同 上

山形県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 角沢鳥越線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字角沢字内野2597番から  
同 2598番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月29日

山形県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市九野本字西善並3346番地 1 から 同 字善並3945番地まで	旧	24.0 <small>メートル</small> } 11.0	<small>メートル</small> 588
同 上	新	24.0 <small>メートル</small> } 11.0	同 上

山形県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡小国町大字舟渡字神明後286番1から		旧	24.0メートル } 6.0	メートル 678
同 大字若山字川内林二225番23まで			44.0メートル } 13.0	メートル 671
西置賜郡小国町大字舟渡字網打場328番10から		新	17.8メートル } 6.0	メートル 60
同 328番1まで			44.0メートル } 13.0	メートル 671
西置賜郡小国町大字舟渡字神明後286番1から		新	44.0メートル } 13.0	メートル 671
同 大字若山字川内林二225番23まで				

## 山形県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井飯豊線
- 2 供用開始の区間 長井市九野本字西善並3346番地1から  
同 字善並3945番地まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月29日

## 山形県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市温海字温海568番15から		旧	30.0メートル } 7.2	メートル 403
同 字釜谷坂14番3まで			30.0メートル } 7.2	同上
鶴岡市温海字温海568番15から		新	23.0メートル } 16.0	メートル 66
同 645番142まで				

## 山形県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市小林字村中沢口62番から		旧	16.0メートル	63メートル
同 28番2まで			14.8	
同	上	新	33.0メートル 14.8	同上

## 山形県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大針字仲村36番1から  
同 字坂ノ下100番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月29日

## 山形県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市小林字村中沢口62番から  
同 28番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月29日

## 山形県告示第248号

平成6年4月県告示第340号（建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日以後の競争入札から適用する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項の表及び第2項の表中「9,000万円」を「8,000万円」に、「3,500万円」を「3,000万円」に改める。

## 山形県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市東大通から米沢市大字花沢までの地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年10月18日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

**山形県告示第250号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
上山市大石三千刈土地区画整理組合
  - 2 事務所の所在地  
上山市新丁72番地
  - 3 設立認可の年月日  
昭和55年9月1日
  - 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
  - 5 変更認可の年月日  
平成23年3月29日
- 

**山形県告示第251号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
河北町ひな市通り東土地区画整理組合
  - 2 事務所の所在地  
西村山郡河北町谷地戊82番地
  - 3 設立認可の年月日  
平成12年2月29日
  - 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
  - 5 変更認可の年月日  
平成23年3月29日
- 

**山形県告示第252号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
白鷹町鮎貝土地区画整理組合
  - 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝2523番地
  - 3 設立認可の年月日  
平成13年10月12日
  - 4 変更の内容  
事業施行期間の延長等
  - 5 変更認可の年月日  
平成23年3月29日
-



**山形県告示第253号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 山形市公共下水道（単独公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
昭和45年9月30日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第254号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 山形市公共下水道  
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連公共下水道）  
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連特定環境保全公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
昭和63年5月27日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第255号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
中山町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 中山町公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）中山町流域関連公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
平成元年8月15日から平成28年3月31日まで
-

**山形県告示第256号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 寒河江都市計画下水道事業
  - (2) 名称 寒河江市公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和61年3月18日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第257号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
村山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 村山都市計画下水道事業
  - (2) 名称 村山公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）村山市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和53年3月20日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第258号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
米沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 米沢都市計画下水道事業
  - (2) 名称 米沢公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 取用の部分 昭和50年2月告示第165号及び昭和51年3月告示第309号及び昭和59年8月告示第1077号及び昭和63年5月告示第677号及び平成2年8月告示第1123号及び平成6年11月告示第1264号及び平成9年1月告示第58号及び平成11年2月告示第129号及び平成12年7月告示第619号及び平成17年3月告示第197号の事業地のうち、八幡原二丁目地内の事業地を削る。
  - (2) 使用の部分 変更なし
  - (3) 設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和50年2月5日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第259号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
南陽市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南陽都市計画下水道事業
  - (2) 名称 南陽公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）南陽市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和55年10月15日から平成29年3月31日まで

**山形県告示第260号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
高島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 高島都市計画下水道事業
  - (2) 名称 高島町公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）高島町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和48年12月10日から平成29年3月31日まで

**山形県告示第261号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
長井市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 長井都市計画下水道事業
  - (2) 名称 長井市公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和52年2月4日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第262号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
鶴岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 鶴岡都市計画下水道事業  
(2) 名称 鶴岡公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和47年11月20日から平成29年3月31日まで

#### 山形県告示第263号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、浸水想定区域を次のとおり指定した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 村山総合支庁建設部北村山河川砂防課関係

浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系大旦川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 庄内総合支庁建設部河川砂防課関係

浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
赤川水系倉沢川	次の図のとおり
三瀬川水系三瀬川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第264号

次の開発行為は、完了した。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年1月21日 指令村総建第5037号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町元宮63番2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東村山郡山辺町大字大塚1100番地  
株式会社多田農園

**山形県告示第265号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第3条ただし書中「店舗」を「店舗及び県公金の収納事務を取り扱う別表第8の金融機関名欄に掲げる金融機関の取扱店舗（以下「ゆうちょ銀行の店舗」という。）」に改める。

第4条第3号中「各店舗並びに」を「各店舗、」に、「をいう」を「並びにゆうちょ銀行の店舗をいう」に改め、同条第4号中「農協取りまとめ店舗」を「農協取りまとめ店」に改め、同条第5号中「別表第7」を「別表第8」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) ゆうちょ銀行取りまとめ店 ゆうちょ銀行の店舗の県公金の収納事務を取りまとめる別表第8のゆうちょ銀行取りまとめ店に掲げる店舗をいう。

第7条第1項中「は、納入義務者」を「(ゆうちょ銀行の店舗を除く。この項において同じ。)は、納入義務者」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 ゆうちょ銀行取りまとめ店は、第2項本文の規定によりゆうちょ銀行の店舗から現金の払い込みを受けたときは提出に係る領収済通知書に領収済通知書小計票及び領収済通知書集計票を添えて、同項ただし書の規定によりゆうちょ銀行の店舗から現金の払い込みを受けたときは払込取扱票の写しを添えて、所轄の取りまとめ店に会計管理者の定めるところにより払い込まなければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 ゆうちょ銀行の店舗は、納入義務者から現金による歳入若しくは歳入歳出外現金の納付又は歳出の返納を受けたときは、これを領収し、領収証書を納入義務者に交付するとともに、領収済通知書を添えて所轄のゆうちょ銀行取りまとめ店に会計管理者の定めるところにより払い込まなければならない。ただし、当該歳入若しくは歳入歳出外現金の納付又は歳出の返納が、別表第8の金融機関名欄に掲げる金融機関が定める帳票（以下「払込取扱票」という。）により行われたときは、これを領収し、受領証を納入義務者に交付するとともに、払込取扱票の写しを添えて所轄のゆうちょ銀行取りまとめ店に会計管理者の定めるところにより払い込まなければならない。

第8条中「領収証書」を「領収証書（ゆうちょ銀行の店舗が発行するものを除く。）」に、「ときは、」を「ときは、領収済証には」に改める。

第12条ただし書中「及び農協取りまとめ店」を「、農協取りまとめ店及びゆうちょ銀行取りまとめ店」に改める。

第37条に次のただし書を加える。

ただし、別表第8の金融機関名欄に掲げる金融機関に係る証拠書類の整理にあつては、年度及び会計別に区分することを要しない。

第38条に次のただし書を加える。

ただし、別表第8の金融機関名欄に掲げる金融機関に係る証拠書類の保存にあつては、会計、年度ごとに区分することを要しない。

別表第7の次に次の1表を加える。

## 別表第8

取扱事務の範囲	金融機関名	取扱店舗	ゆうちょ銀行取り まとめ店	取りまとめ店
県公金の収納事務	株式会社ゆうちょ 銀行	山形県、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県及び福島 県の区域内で業務を営む 全ての店舗並びに株式会 社ゆうちょ銀行を銀行法 （昭和56年法律第59号） 第2条第16項に規定する 所属銀行とする同条第14 項に規定する銀行代理業 を営む郵便局株式会社の 営業所（郵便局株式会 社が業務を再委託した者の 施設を含む。）	仙台貯金事務セン ター	株式会社 県庁支 山形銀行 店
県公金の収納事務 （県に対する寄附金 （知事が指定するも のに限る。）、母子福 祉資金及び寡婦福祉 資金の償還金及びこ れに付帯する収入金 並びに道路交通法 （昭和35年法律第 105号）第51条の4 第1項に規定する放 置違反金及びこれに 付帯する収入金に係 るものに限る。）	〃	日本国内で業務を営む全 ての店舗及び株式会社ゆ うちょ銀行を銀行法第2 条第16項に規定する所属 銀行とする同条第14項に 規定する銀行代理業を営 む郵便局株式会社の営業 所（郵便局株式会 社が業務を再委託した者の施設 を含む。）	〃	〃 〃

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 山形県告示第266号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第1条第1項から第4項までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第6項及び第8項中「甲乙」を「発注者と受注者との」に改め、同条第12項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第2条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「従い、」を「従い、当該」に改める。

第3条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第4条第1項中「乙」を「受注者」に、「一に」を「いずれかに」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第3項及び第4項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第5条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「かし担保特約」を「<sup>かし</sup>瑕疵担保特約」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。



第6条から第9条までの規定中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第10条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に改め、同項第1号中「契約」を「この契約」に、「乙」を「受注者」に改め、同項第2号中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項及び第5項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第11条第1項及び第2項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「乙」を「受注者」に、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

第12条中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改める。

第13条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第14条第2項中「乙」を「受注者」に、「確認」を「当該確認」に改め、同条第3項及び第4項中「乙」を「受注者」に改め、同条第5項中「乙」を「受注者」に、「確認」を「第2項の確認」に改める。

第15条第1項及び第2項中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「当該記録」を「当該見本又は工事写真等の記録」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

第16条第1項から第3項までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第4項中「乙」を「受注者」に、「かし」を「瑕疵」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第5項から第11項までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第17条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第18条第1項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

第19条第1項中「乙」を「受注者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「前項各号」を「同項各号」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第4項第1号及び第2号中「甲」を「発注者」に改め、同項第3号中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に、「甲が」を「発注者が」に改め、同条第5項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第20条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第21条第1項中「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第2項及び第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第22条の見出し中「乙」を「受注者」に改め、同条中「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「甲」を「発注者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条の見出し中「甲」を「発注者」に改め、同条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「通常」を「延長する工期について、通常」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第24条第1項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第25条第1項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「乙が」を「受注者が」に、「甲が」を「発注者が」に、「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第26条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第4項中「本条の」を「この条の」に、「第1項中」を「同項中」に、「直前の本条」を「直前のこの条」に改め、同条第5項及び第6項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第7項中「第5項及び前項」を「前2項」に、「甲乙」を「発注者と受注者とが」に、「甲が」を「発注者が」に、「乙に」を「受注者に」に改め、同条第8項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第27条及び第28条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第29条中「乙」を「受注者」に改め、同条ただし書中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改める。

第30条第1項中「乙」を「受注者」に、「本条」を「この条」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲乙」を「発注者及び受注者は」に改める。

第31条第1項中「甲乙双方の責に」を「発注者と受注者のいずれの責めにも」に改め、「以下」を「以下この条において」に、「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「前項の損害」を「同項の損害」に、「乙」を「受注者」に、「本条において同じ」を「この条において「損害」という」に改め、同条第3項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第4項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「以下」を「第6項において」に改める。

第32条第1項中「甲は」を「発注者は」に、「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲が乙」を「発注者が受注者」に、「乙に」を「受注者に」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「前項の請負代金額」を「同項の請負代金額」に、「乙」を「受注者」に改める。

第33条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第34条第1項中「乙」を「受注者」に、「の検査」を「(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改め、「以下」を「以下この項において」に改める。

第35条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第36条の見出しを「(前金払及び中間前金払)」に改め、同条第1項及び第2項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「の前払金」を「の中間前払金」に改め、同条第4項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、第5項中「乙」を「受注者」に、「前払金額」を「前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項において同じ。)」に、「の前払金の」を「の前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第38条までにおいて同じ。)」の」に改め、同条第6項及び第7項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第8項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

第37条及び第38条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第39条第1項中「乙」を「受注者」に、「次項以下」を「次項から第6項まで」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第6項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第40条及び第41条中「甲」を「発注者」に改める。

第42条の見出し中「前金払」を「前金払及び中間前金払」に改め、同条第1項中「前金払」を「前金払及び中間前金払」に、「第36条第1項」を「同条第1項」に、「本条」を「この条」に改め、同項ただし書中「乙」を「受注者」に、「前払金」を「前払金及び中間前払金」に改め、同条第2項中「前払金」を「前払金及び中間前払金」に、「前項の規定による読替え後の第36条第1項」を「同項の規定により準用される第36条第1項及び第3項」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「前払金を」を「前払金及び中間前払金を」に、「第1項の規定による読替え後の」を「同項の規定により準用される」に、「乙」を「受注者」に、「前払金相当分」を「前払金相当分及び中間前払金相当分」に、「前払金の」を「前払金及び中間前払金の」に改め、同条第4項中「第1項の規定による読替え後の」を「同項の規定により準用される」に、「乙」を「受注者」に、「前払金」を「前払金及び中間前払金」に改め、同条第5項中「前払金」を「前払金及び中間前払金」に改める。

第43条第1項中「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「前払金の」を「前払金及び中間前払金の」に、「前年度」を「前会計年度」に改める。

第44条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第45条の見出し中「乙」を「受注者」に改め、同条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第46条の見出しを「(瑕疵担保)」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「甲」を「発注者」に、「かし」を「瑕疵」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第4項中「甲」を「発注者」に、「かし」を「瑕疵」に、「第2項の」を「第2項に」に改め、同条第5項中「かし」を「瑕疵」に、「甲」を「発注者」に改め、同条ただし書中「乙」を「受注者」に改める。

第47条中「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第2項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第4項中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に、「乙」を「受注

者」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

第48条第1項中「乙」を「受注者」に、「一に」を「いずれかに」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第2項中「乙は」を「受注者は」に、「甲」を「発注者」に、「以下」を「以下この条において」に、「乙の」を「受注者の」に改め、同項第1号中「前払金」を「前払金若しくは中間前払金」に、「乙」を「受注者」に改め、同項第3号中「かし担保債務」を「瑕疵担保債務」に、「乙」を「受注者」に、「かしに」を「瑕疵に」に改め、同項第5号中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「前項各号」を「同項各号」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第4項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第49条の見出し中「甲」を「発注者」に改め、同条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「一に」を「いずれかに」に、「契約を」を「この契約を」に改め、同項第1号中「責」を「責め」に改め、同項第4号及び第5号中「契約の」を「この契約の」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第49条第2項中「契約」を「この契約」に、「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「前項の」を「第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された」に、「甲」を「発注者」に、「違約金」を「前項の違約金」に改める。

第49条の2中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第50条第1項中「甲」を「発注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「契約」を「この契約」に、「乙」を「受注者」に改める。

第51条の見出し中「乙」を「受注者」に改め、同条第1項中「乙」を「受注者」に、「一に」を「いずれかに」に、「契約」を「この契約」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改める。

第52条第1項中「甲」を「発注者」に、「契約」を「この契約」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「前払金が」を「前払金又は中間前払金が」に、「当該前払金の額」を「当該前払金の額及び中間前払金の額」に、「前払金の額を」を「前払金及び中間前払金の額を」に、「前払金額」を「前払金額及び中間前払金額」に、「乙」を「受注者」に、「に前払金の」を「に前払金又は中間前払金の」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第4項及び第5項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第6項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に改め、「以下本条において同じ。」を削り、「甲」を「発注者」に改め、同条第7項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第8項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改める。

第52条の2中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第53条第1項中「乙」を「受注者」に、「本条」を「この条」に改め、第2項及び第3項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第54条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

第55条第1項中「おいて甲乙」を「おいて発注者と受注者とが」に、「甲が」を「発注者が」に、「乙が」を「受注者が」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「甲及び乙」を「発注者及び受注者」に、「以下」を「次条において」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第56条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「前条」を「同条」に改める。

第57条中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

別記様式第1号中「(甲)」を削り、「請負者」を「受注者」に改め、「(乙)」を削る。

別記様式第2号中「請負者名」を「受注者名」に改める。

別記様式第3号中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考第1項中「甲」を「発注者」に改める。

別記様式第4号中「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第5号中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考第3項中「乙」を「受注者」に改め、同備考第5項中「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第6号中「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第7号中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第8号中「(甲)」を削り、「(乙) 請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第9号中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第10号中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第10号の2中「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第10号の3中 

請負者
-----

 を 

受注者
-----

 に改める。

別記様式第10号の4中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考中「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第11号中「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第12号中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考中「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第13号中「請負者」を「受注者」に改め、「(甲)」及び「(乙)」を削る。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定中「甲」を「売主」に、「乙」を「買受人」に改める。

第5条第1項中「乙」を「買受人」に、「甲」を「売主」に改め、同条第2項中「甲乙双方の責に」を「売主と買受人のいずれの責めにも」に、「乙の」を「買受人の」に改める。

第6条第1項中「甲」を「売主」に、「乙」を「買受人」に、「責」を「責め」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第2項中「乙は」を「買受人は」に、「甲に」を「売主に」に改め、同項ただし書中「甲、乙」を「売主と買受人とが」に改める。

第7条第1項中「甲」を「売主」に、「乙」を「買受人」に、「責」を「責め」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第2項中「乙は」を「買受人は」に、「甲に」を「売主に」に、「甲、乙」を「売主と買受人とが」に改める。

第8条第1項及び第2項中「甲」を「売主」に、「乙」を「買受人」に改め、同条第3項中「甲の」を「売主の」に、「乙は」を「買受人は」に、「甲に」を「売主に」に、「甲、乙」を「売主と買受人とが」に改め、同条第4項中「甲は」を「売主は」に、「乙に」を「買受人に」に、「甲、乙」を「売主と買受人とが」に改め、同条第5項中「乙」を「買受人」に、「かし」を「<sup>かし</sup>瑕疵」に改める。

第9条中「甲」を「売主」に、「乙」を「買受人」に改める。

第10条中「甲、乙」を「売主と買受人とが」に改める。

別記様式中「甲とし、買受人」を「売主とし、」に、「乙」を「買受人」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第1条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第2条第1項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第2項中「甲又は乙」を「発注者又は受注者」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第3条及び第4条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。



第5条第1項中「甲は」を「発注者は」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同条第2項中「乙が」を「受注者が」に、「甲は」を「発注者は」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第6条中「甲又は乙」を「発注者又は受注者」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第7条中「乙」を「発注者」に、「甲」を「受注者」に、「責」を「責め」に改める。

第8条及び第9条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第10条第1項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改める。

第11条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第12条の見出しを「<sup>かし</sup>（瑕疵担保）」に改め、同条中「甲」を「発注者」に、「<sup>かし</sup>かし」を「<sup>かし</sup>瑕疵」に、「乙」を「受注者」に改める。

第13条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第2項中「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第14条第1項及び第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲の」を「発注者の」に、「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同条第5項中「甲は」を「発注者は」に、「乙に」を「受注者に」に改め、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第15条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第16条中「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

別記様式第1号中「買受人」を「発注者」に、「売主 住所」を「受注者 住所」に、「甲とし、売主」を「発注者とし、」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第2号中「買受人」を「発注者」に、「<sup>売主</sup>売主」を「<sup>発注者</sup>発注者」に、「甲とし、売主」を「発注者とし、」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第3号中「買受人」を「発注者」に、「売主」を「受注者」に改める。

別記様式第4号中「売主」を「受注者」に改め、同様式の備考第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第4項中「甲又は乙」を「発注者又は受注者」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同条第5項及び第6項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第7項中「乙は」を「受注者は」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同条第8項中「乙」を「受注者」に改める。

第2条から第8条までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第9条第1項中「甲は」を「発注者は」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に、「乙に」を「受注者に」に改め、同条第2項中「甲及び乙」を「発注者及び受注者」に改める。

第10条中「甲又は乙」を「発注者又は受注者」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第11条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改める。

第12条及び第13条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第14条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改める。

第15条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第16条の見出しを「<sup>かし</sup>（瑕疵担保）」に改め、同条第1項中「甲」を「発注者」に、「<sup>かし</sup>かし」を「<sup>かし</sup>瑕疵」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「<sup>かし</sup>かし」を「<sup>かし</sup>瑕疵」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「<sup>かし</sup>かし」を「<sup>かし</sup>瑕疵」に、「乙」を「受注者」に改める。

第17条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改め、同条第2項中「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第18条の見出し中「甲」を「発注者」に改め、同条第1項及び第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲の」を「発注者の」に、「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同条第5項中「甲は」を「発注者は」に、「乙に」を「受注者に」

に、「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第19条の見出し中「乙」を「受注者」に改め、同条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第20条中「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第21条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第22条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

第23条中「甲、乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「請負者 住所」を「受注者 住所」に、「甲とし、請負者」を「発注者とし、」に、「乙」を「受注者」に改める。

別記様式第3号中「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第4号中「請負者」を「受注者」に改め、同様式の備考第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

## 議 会 関 係

### 訓 令

#### 山形県議会訓令第1号

議会事務局

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

#### 山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局文書管理規程（昭和42年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

第13条第1項第1号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 簿冊等の廃棄の記録

第13条に次の1項を加える。

8 前項の規定により文書（第1項第5号に規定するものを除く。）を廃棄するときは、次に掲げる事項を記載した廃棄の記録を作成しなければならない。

- (1) 文書分類記号
- (2) 簿冊等の題名
- (3) 簿冊等の作成年度
- (4) 保存年限
- (5) 作成時の主務課
- (6) 廃棄時の主務課
- (7) 廃棄年月日

第13条の2第1項中「簿冊及び」を「簿冊等及び」に改める。



別記様式第5号中

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課（室） ④		公印管理者	
起 案	年 月 日		（電話）			
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者		
施 行	年 月 日	施行上の取扱い	例規 外部公表	公報登載 電子メール	官報報告	

を

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課（室） ④		（電話）	
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者	
施 行	年 月 日	施行上の取扱い	例規	公報登載	外部公表 電子メール	

に

改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷

誠

## 1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県天童市第一支部	森谷仙一郎	佐藤恵子	天童市老野森3-4-17	平成 23. 1. 27

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
えのもとひでまさ後援会	樋渡典子	加藤泰明	東田川郡庄内町余目字猿田41番地2	平成 22. 6. 2
長澤長右エ門後援会	斎藤 緯	工藤政憲	上山市小倉70	同 23. 1. 5
白田忠一後援会	白田甲子郎	渡辺良明	西村山郡朝日町大字大谷571	同 1. 6
あったかい県政を支援する飯豊町の会	横山五良右衛門	後藤和子	西置賜郡飯豊町大字萩生1437	同 1. 13
赤間やすひろ後援会	赤間泰広	川崎勝征	長井市寺泉103	同 1. 18
さとう京一後援会	佐藤京一	佐藤美千恵	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙941番地	同
笑顔あふれる山形田中英子を支える会	田中 一	高橋宣之	山形市明神前34-3	同 1. 19
山田ふさこ後援会	山田富佐子	朝一通子	米沢市大字三沢26098-96	同 1. 20
中村圭介後援会	鹿間貴之	中村真紀	米沢市中央4丁目11番地11号	同 1. 21
小関和好後援会	小関和好	小関正	西置賜郡小国町大字増岡273	同
相田みつてる後援会「光土会」	相田光照	玉虫利美	米沢市塩井町塩野1670番地	同 1. 24
川崎朋巳後援会	井上光弘	木村裕次	上山市長清水1丁目19番19号	同
さかもと幸一後援会	坂本幸一	伊藤与作	上山市矢来三丁目3-1	同 1. 28
高橋よしあき後援会	高橋義明	枝松寛	上山市泉川7	同
伊藤美代子（ほいづん）後援会	川越隼雄	大友義信	山形市緑町3丁目14番16号	同 1. 31
高橋ふみこ後援会	高橋富美子	富樫悦子	新庄市大字松本405-31	同 2. 3
佐藤ひであき後援会	佐藤秀明	早坂進	山形市東青田5-11-23	同 2. 9
沼沢みちや後援会	大場篤	沼澤良一	最上郡金山町大字下野明217	同 2. 18
石川正志後援会	石川正志	松浦洋一	新庄市大字萩野字塩野285	同 2. 21
齋藤弥輔後援会	齋藤弥輔	齋藤ふた子	西置賜郡小国町大字伊佐領583番地	同

島津まさゆき後援会	中川 清	島津 永雄	東置賜郡高畠町大字二井宿4260 -12	同 2.24
-----------	------	-------	-------------------------	-----------

## 山形県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
みんなの党山形県第3区支部	政治団体の名称	みんなの党山形県第3区支部	みんなの党山形県酒田市第1支部	平成 23. 1. 4
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
	公職の種類	衆議院議員		
自由民主党寒河江支部	会計責任者の氏名	杉 沼 孝 司	高 橋 勝 文	同 1.17
民主党山形県参議院選挙区第1総支部	主たる事務所の所在地	山形市南原町3-16-1 佐藤ビル	山形市東原町3-10-10 国井ビル202	同 1.24

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
星川剛後援会	代表者の氏名	星 川 てる子	星 川 剛	平成 22.12. 7
山口吉静後援会	代表者の氏名	越 後 昭太郎	斎 藤 與壽子	同 23. 1.14
一心会	代表者の氏名	中 村 俊 光	芳 賀 秀 明	同 1.17
佐藤義一後援会	代表者の氏名	田 中 はつ子	田 中 初 子	同 1.21
浅野目こういち後援会	会計責任者の氏名	浅野目 美恵子	滝 口 義 一	同 2. 3
山形県電気工事政治連盟	会計責任者の氏名	三 原 清 治	中 野 武 志	同 2. 8
山口文隆後援会	代表者の氏名	佐 野 達 美	志 田 豊	同 2.14
	会計責任者の氏名	志 田 博 胤	竹 田 威 男	

皆川満也後援会	代表者の氏名	石川茂吉	皆川邦生	同 2.15
	会計責任者の氏名	皆川光知	梅木源也	
長谷川裕後援会	会計責任者の氏名	長谷川裕	後藤文司	同 2.15
しらとりまさみ後援会	主たる事務所の所在地	南陽市三間通609-1	南陽市櫛塚1888-6	同 2.22
今田雄三政治研究会	会計責任者の氏名	海藤清志	鈴木宥司	同
こんた雄三後援会	代表者の氏名	石山豊	茅野博	同
鈴木新助後援会	代表者の氏名	鈴木健一	菅武	同 2.24
石黒さとり後援会	代表者の氏名	石黒覚	佐藤克彦	同 2.28

### 山形県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
星川剛後援会	星川てる子	平成22.12.7
大滝力後援会	大滝武	平成22.12.16
とよかわ和弘後援会	荒井正	平成22.12.31
斎藤君夫後援会	荒木寿裕	平成22.12.31
日本一のまちづくりを考える会	長瀬洋一	平成23.1.30
皆川満也後援会	石川茂吉	平成23.2.1
佐藤いさお後援会	五十嵐猛夫	平成23.2.4

### 山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成23年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
赤 間 泰 広	長井市議会議員	赤間やすひろ後援会	長井市寺泉103	赤 間 泰 広	平成23. 1. 18
山 田 富佐子	米沢市議会議員	山田ふさこ後援会	米沢市大字三沢26098-96	山 田 富佐子	同 1. 20
相 田 光 照	米沢市議会議員	相田みつてる後援会「光士会」	米沢市塩井町塩野1670番地	相 田 光 照	同 1. 24
高 橋 富美子	新庄市議会議員	高橋ふみこ後援会	新庄市大字松本405-31	高 橋 富美子	同 2. 3
佐 藤 秀 明	山形市議会議員	佐藤ひであき後援会	山形市東青田5-11-23	佐 藤 秀 明	同 2. 9
石 川 正 志	新庄市議会議員	石川正志後援会	新庄市大字萩野字塩野285	石 川 正 志	同 2. 21
石 黒 覚	山形県議会議員	石黒さとり後援会	酒田市飛鳥234-2	石 黒 覚	同 2. 28

山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委員 長 熊 谷 誠

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		届出年月日
				新	旧	
加賀正和	山形県議会議員	地域創造研究会	公職の種類	山形県議会議員	尾花沢市議会議員	平成23. 1. 5
白鳥雅巳	南陽市議会議員	しらとりまさみ後援会	主たる事務所の所在地	南陽市三間通609-1	南陽市柵塚1888-6	同 2. 22
今田雄三	山形県議会議員	今田雄三政治研究会	公職の種類	山形県議会議員	新庄市議会議員	同 2. 24

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成23年3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
星川剛後援会	尾花沢市新町2-1-5	星 川 剛	平成22. 12. 7

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡による届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は星川剛、公職の種類は尾花沢市議会議員である。

# 監査委員関係

## 訓令

### 山形県監査委員訓令第1号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県代表監査委員 小山 壽 夫

#### 山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局文書管理規程（昭和50年4月県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

第23条第2項第1号中「簿冊を」を「簿冊等を」に改める。

第24条第1項第1号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 簿冊等の廃棄の記録

第26条に次の1項を加える。

2 前項の規定により文書（第24条第1項第5号に規定するものを除く。）を廃棄するときは、次に掲げる事項を記載した廃棄の記録を作成しなければならない。

- (1) 文書分類記号
- (2) 簿冊等の題名
- (3) 簿冊等の作成年度
- (4) 保存年限
- (5) 作成時の主務課
- (6) 廃棄時の主務課
- (7) 廃棄年月日

別記様式第4号中

記号番号	第 号	分類記号	・ ・		保存年限	年
収 受	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課		公印管理者	
起 案	年 月 日		Ⓣ			
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者		
施 行	年 月 日	施行上の取扱い	例規 外部公表	公報登載 電子メール	官報報告	

を

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起案者	所属名 職 名 氏 名			課 ④ (電話 )
決 裁	年 月 日		文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者
施 行	年 月 日					
施行上の取扱い	例規	公報登載	外部公表	電子メール		

に

改める。

別記様式第5号中

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課 ④ (電話 )			公印管理者
起 案	年 月 日		文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	
決 裁	年 月 日					
施 行	年 月 日	施行上の取扱い				

を

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起案者	所属名 職 名 氏 名			課 ④ (電話 )
決 裁	年 月 日		文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者
施 行	年 月 日					
施行上の取扱い	公報登載	外部公表	電子メール			

に、「あて名」を「宛名」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

# 労働委員会関係

## 訓 令

### 山形県労働委員会訓令第1号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 立 松 潔

### 山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県労働委員会事務局文書管理規程（平成10年3月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(昭和56年内閣告示第1号)」を「(平成22年内閣告示第2号)」に改める。

第28条に次の1項を加える。

2 前項の規定により文書（第23条第1項の規定により事務局長が保存年限を1年と定めた文書を除く。）を廃棄するときは、次に掲げる事項を記載した廃棄の記録を作成しなければならない。

- (1) 文書分類記号
- (2) 簿冊等の題名
- (3) 簿冊等の作成年度
- (4) 保存年限
- (5) 作成時の主務課
- (6) 廃棄時の主務課
- (7) 廃棄年月日

別記様式第2号中

記号番号	山形労働委員会 第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	Ⓣ  (電話 )		公印管理者	
起 案	年 月 日				を	
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者		
施 行	年 月 日	施行上の取扱い	例規	公報登載	外部公表	電子メール



記号番号	山形労委 第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起 案 者	所 属 名 職 名 氏 名	Ⓣ  (電話 )		
決 裁	年 月 日					
施 行	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者	
施行上の取扱い	例規	公報登載	外部公表	電子メール		

に

改める。

別記様式第3号中

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年	
収 受	年 月 日	起 案 者 所 属 名 職 名 氏 名	Ⓣ  (電話 )			公印管理者	
起 案	年 月 日						
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者			
施 行	年 月 日	施行上の取扱い					

を

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起 案 者	所 属 名 職 名 氏 名	Ⓣ  (電話 )		
決 裁	年 月 日					
施 行	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者	
施行上の取扱い		公報登載	外部公表	電子メール		

に、「あて名」を「宛名」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成23年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

#### 1 指示の内容

##### (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

##### (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

#### 2 指示の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成23年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成23年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

平成23年度増殖数量指示

増殖方法		移殖							放流				人工ふ化放流			産卵場造成等											
漁協名	魚種名 免許番号	あ	ゆ	うぐい (はや)	こ	い	ふ	な	うなぎ	かじか	さくらます (やまめ)	にじます	いわな	もくず がに	ひめます	やつめ うなぎ	いわな	わかさぎ	あ	ゆ	うぐい (はや)	かじか	やつめ うなぎ	そ	の	他	
		キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	万粒	万粒	万粒	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
両	羽	内共第1号						30			稚魚 12,200			1,000		1,000											
県	南	内共第2号	285	30	300		160	15			稚魚 10,000	成魚 11,000	稚魚 17,000 成魚 5,647				3					7	1		いわな2		
西	置	賜	570				100	10			稚魚 20,000	稚魚 3,000	稚魚 20,000									6	8				
最	上	川	内共第4号	855	100		20	10		2	稚魚 23,500	稚魚 1,500	稚魚 30,000	200										1	こい1、さくらます(やまめ)1		
		一	内共第5号				10	10																			
			計	855	100		10	30	10		2	稚魚 23,500	稚魚 1,500	稚魚 30,000	200										1	こい1、さくらます(やまめ)1	
最	上	川	内共第6号	2,345			500				稚魚 35,000	稚魚 25,000 成魚 11,000	成魚 5,000	400				100				5	2	5			
		二	内共第7号				200	150																			
			内共第8号				200	150																			
			内共第9号																								
			計	2,345			400	800				稚魚 35,000	稚魚 25,000 成魚 11,000	成魚 5,000	400				100				5	2	5		
丹	生	川	内共第10号	903			20				稚魚 10,000	稚魚 2,000	稚魚 5,000	300								7	6				
小	国	川	内共第11号	3,292			50				稚魚 65,000	稚魚 3,000	稚魚 13,000	1,000								9	7	7			
			内共第12号				50	5																			
			計	3,292			100	5			稚魚 65,000	稚魚 3,000	稚魚 13,000	1,000								9	7	7			
最	北	中	内共第13号	665			20				稚魚 35,000	稚魚 5,000	稚魚 30,000	500								2	2	2			
		部	内共第14号				10																				
			計	665			30				稚魚 35,000	稚魚 5,000	稚魚 30,000	500								2	2	2			
最	上	内共第15号	1,615			10	5			稚魚 50,000		稚魚 25,000	3,000					4		13	2	2					
最	上	川	内共第16号	200		20	5	5			稚魚 25,000		稚魚 10,000	1,000		200						4	3				
赤	川	内共第17号	24			30					稚魚 11,000		稚魚 7,000	500								2		2			
		内共第18号	376			20					稚魚 74,000	成魚 500	稚魚 46,000	2,500								3	3				
		内共第19号																									
		計	400			50					稚魚 85,000	成魚 500	稚魚 53,000	3,000								5	3	2			
月	光	川	内共第20号	20			5				稚魚 13,000		稚魚 13,000	2,500					8		4	6	2				
日	向	荒	内共第21号	230			10			3	稚魚 5,000		稚魚 5,000	1,000					7		2	2	2				
山	戸	内共第22号	150								稚魚 5,000			800							3	5	5	5	いわな5		
温	海	町	内共第23号	100							稚魚 3,000		稚魚 3,000								2	2	2	1	いわな1、さくらます(やまめ)2、にじます1		
		内	内共第24号	80							稚魚 3,000		稚魚 3,000								2	2	2	2	いわな1、にじます1		
		水	内共第25号	40							稚魚 4,000		稚魚 4,000								3	2	3	1	いわな2、にじます1		
		面	計	220							稚魚 10,000		稚魚 10,000								7	6	7	4	いわな4、さくらます(やまめ)2、にじます3		
小	国	町	内共第26号	900					10		稚魚 15,000	稚魚 5,000	稚魚 120,000								6	6					
作	谷	沢	内共第27号				250	100	10									400							こい1、ふな1		
		内共第28号				100	100																			こい1、ふな1	
		計				350	200	10											400							こい2、ふな2	
合	計	12,650	130	1,080	1,550	70	5	稚魚 418,700	稚魚 44,500 成魚 22,500	稚魚 351,000 成魚 10,647	14,700			1,200	3	500	29		83	60	32		いわな11、さくらます(やまめ)3、こい3、にじます3、ふな2				

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県企業管理者 高橋邦芳

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

#### 附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第4号

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県企業管理者 高橋邦芳

#### 山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「における」を「が職員の居住の用に供する」に改める。

第2条第2項第3号中「、県」を「、山形県企業局」に、「県有公舎」を「局有公舎」に改める。

第2条の2第1項第1号中「県有公舎」を「局有公舎」に、「本局」を「本局及び村山事務所」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「県有公舎」を「局有公舎」に改める。

第5条の3中「県所有」を「山形県企業局が所有する建物」に改める。

#### 附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第5号

山形県企業局自家用電気工作物保安規程を廃止する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県企業管理者 高橋邦芳

#### 山形県企業局自家用電気工作物保安規程を廃止する規程

山形県企業局自家用電気工作物保安規程（昭和48年11月県企業管理規程第9号）は、廃止する。

#### 附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第1号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県病院事業管理者 安孫子昂也

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のよう

に改正する。

第6条第2項中「臨床検査技士」を「臨床検査技師」に改める。

第8条第1項の表病院の項中

中央病院の看護部長

を

中央病院の副院長（医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。）

に、「看護部長（中央病院の看護部長を除く。）」を「副院長（中央病院の副院長を除き、医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。）」に改める。

第15条第1項第3号を次のように改める。

(3) 技術技能員

別表第2第2項職員の欄第10号を次のように改める。

(10) 副院長（医療職給料表(3)の適用を受ける者に限る。）

附則第5項及び第6項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（調整数の特例）

- 7 病院の給料の調整を行う職を占める職員のうち、医療職給料表(1)の適用を受け、かつ、病院給与条例第5条第1項に規定する管理職手当の支給を受けるものの占める職については、当分の間、別表第2の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の調整数欄に掲げる調整数に2を加えた数を同欄に掲げる調整数とする。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

#### 山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局文書管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 簿冊等の廃棄の記録

第34条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により文書（第28条第1項第5号に規定するものを除く。）を廃棄するときは、次に掲げる事項を記載した廃棄の記録を作成しなければならない。
- (1) 文書分類記号
  - (2) 簿冊等の題名
  - (3) 簿冊等の作成年度
  - (4) 保存年限
  - (5) 作成時の主務課
  - (6) 廃棄時の主務課
  - (7) 廃棄年月日

別記様式第3号中

記号番号	第 号	分類番号	. . .		保存年限	年
収 受	年 月 日	起案者 所属名 職名氏名	課  ④  (電話 )	公印管理者		
起 案	年 月 日					
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者		
施 行	年 月 日	施行上の取扱い	例規 外部公表	公報登載 電子メール	官報報告	

を

記号番号	第 号	分類記号	. .		保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課  ④  (電話 )			
決 裁	年 月 日			文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者
施 行	年 月 日	施行上の取扱い	例規	公報登載	外部公表	電子メール

に

改める。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所において平成23年7月29日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ山形駅西店  
山形市双葉町一丁目3番47号
- (2) 変更した事項  
イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
マックスバリュ山形駅西店	山形市山形駅西土地区画整理事業地内9街区1画地

(変更後)

名 称	所 在 地
マックスバリュ山形駅西店	山形市双葉町一丁目3番47号

ロ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝 浦 二 郎

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成18年10月2日

ロ (2)のロに掲げる事項 平成20年5月14日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年7月29日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ青田店

山形市青田四丁目634番地1外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝 浦 二 郎

(3) 変更年月日

平成20年5月14日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年7月29日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンあつみ

鶴岡市鼠ヶ関字奥田17番外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生
株式会社ジョイ	山形市あこや町二丁目1番30号	阿 部 恵
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝 浦 二 郎
株式会社ジョイ	山形市あこや町二丁目1番30号	阿 部 恵
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹



## (3) 変更年月日

平成20年5月14日

## (4) 届出年月日

平成23年2月18日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年7月29日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成23年3月29日

山形県労働委員会

会長 立 松

潔

氏 名	関 歴
立 松 潔	山形県労働委員会委員、山形大学教授
浜 田 敏	山形県労働委員会委員、弁護士
高 橋 和	山形県労働委員会委員、山形大学教授
山 上 朗	山形県労働委員会委員、弁護士
平 洋 一	山形県労働委員会委員
富 樫 洋 子	山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会委員長
神 尾 浩 司	山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長
岡 田 新 一	山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長
細 谷 眞	山形県労働委員会委員、JAM南東北山形県連絡会会長
齋 藤 健	山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長
鈴木 合 子	山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役
長 岡 喬	山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事
井 上 敬 三	山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社執行役員商事事業部事業部長
元 木 清 行	山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー取締役総務部長
菅 原 一 浩	山形県労働委員会委員、鶴岡商工会議所専務理事
三 澤 俊 昭	山形県労働委員会事務局長
佐 藤 清 夫	山形県労働委員会事務局審査調整課長

平成23年3月4日付け県公報第2224号で公告した債務負担行為 山形県立新庄病院院内清掃等業務の調達に係る一般競争入札については、平成23年3月14日をもって中止した。

Among the tenders announced publicly on March 4, 2011, the following service had been cancelled on March 14, 2011 : Cleaning business of Shinjo Prefectural Hospital

平成23年3月29日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 3. 18	第2228号	230	27	飛鳥	飛鳥
同	同	同	31	飛鳥	飛鳥
同	同	231	9	飛鳥	飛鳥

平成23年 3月29日印刷  
平成23年 3月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056